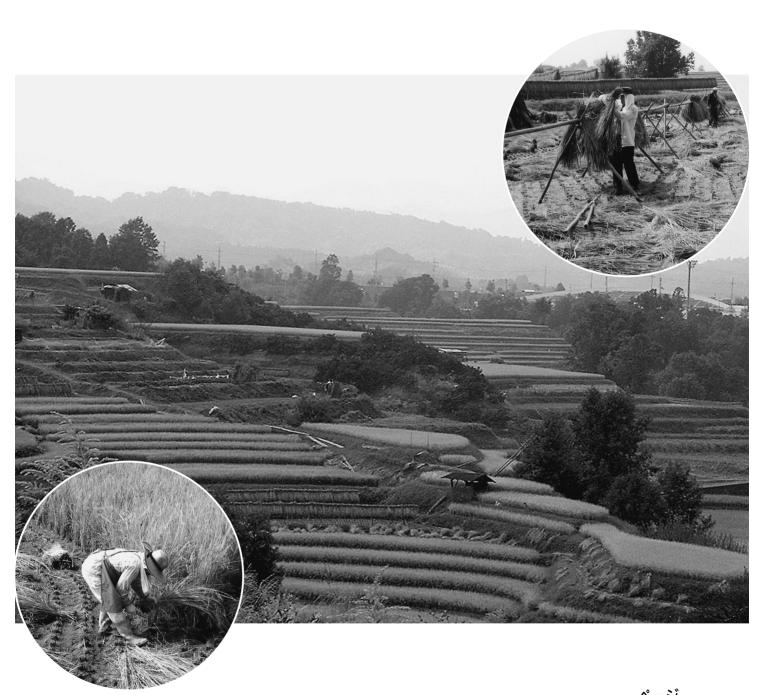
## ちはやあかさか 議会だより第62号



|                         | ヘーシ   |
|-------------------------|-------|
| 9月定例会のあらまし              | 2     |
| 平成14年10月から医療費の負担が変わりました | 3     |
| いきいきサロン新築工事、合併協議会報告     | 4     |
| いっぱん質問                  | 5 ~ 9 |
| ちはや星と自然のミュージアム 研修レポート   | 10    |

## 月定例会のあらま

平成14年9月の千早赤阪村議会定例会(第3回)は、9月10日に開会し、平成13年度決算、条例等 の改正、補正予算をそれぞれ原案どおり認定・可決し、25日に閉会しました。

12年度

3,534,058

59,459

## 平成13年度特別会計決算

(単位:千円)

| 会 計 別                | 歳入      | 歳出      | 差引     |
|----------------------|---------|---------|--------|
| 国民健康保険特別 会計(事業勘定)    | 567,828 | 536,898 | 30,930 |
| 国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定) | 65,952  | 64,772  | 1,180  |
| 老人保健特別会計             | 759,855 | 754,335 | 5,520  |
| 介護保険特別会計             | 328,071 | 322,928 | 5,143  |
| 下水道事業特別会計            | 298,300 | 298,300 | 0      |
| 金剛山観光事業特別会計          | 174,033 | 193,510 | 19,477 |

## 平成13年度水道事業会計決算

(単位:千円)

|       |         | ( -12   |        |
|-------|---------|---------|--------|
| 区分    | 収入      | 支出      | 差引     |
| 収益的収支 | 163,685 | 158,634 | 5,051  |
| 資本的収支 | 78,376  | 116,581 | 38,205 |

均等割

30 %

旧負担割合は

人口割

歳出合計 3.291.380 3,464,274 歳入歳出 71,046 69,784 差引額 翌年度に 繰り越す 11,307 10,325 べき財源

59,739

## 一般会計決算収支状況

13年度

3,362,426

区分

歳入合計

実質収支

(単位:千円)

増減額

となりました。

いわれています。) となり、平成12年度に増し厳しい決質 町村では80%を超えると財政運営の弾力性が低下すると いるかを示す、経常収支比率が101 り、経常的経費に経常一般財源が、どの程度充当されて 八口減少に伴う地方交付税の減額、村税の減収などによ 般会計については、実質収支は黒字となったものの、 171,632 172.894 1,262 7% (一般的に 982 280

に改める。 均等割 方債の償還金をいう。) 人口割 90 **%** 10 %

## 業組合規

全会一致または賛成多数でそれぞれ認定しました。

決算については、9月10日の本会議において審議を行い

平成13年度の一般会計・各特別会計・水道事業会計の

決

算

の一部が次のように改正さ れました。 富美山環境事業組合規約

第14条第2項を次のよう

よび建設事業に要した地 施設費(建設事業費お

町村の住民基本台帳に記録 ただし、公共下水道人口お された者(外国人も含む) の9月30日において関係市 改正されました。 よび自家処理人口を除くと 前項の人口割は、前年度 経費をいう。) 管理費 (施設費以外の

村の負担がかるくなると予 半年間で約600万円弱 を本年10月1日とした場合 でしたので、規約の変更日

## 約

| 9月定例会議決結 |
|----------|
| 果一覧書     |
| 表        |

|                                  |                               |                            |                       |     |                                  |                                       |          |                             |     |                             |                     |                         |                  |                            |           |                            |         |                            |        |                            |        |                            |                    |                             |                |                             |    |                            |      | 1 |
|----------------------------------|-------------------------------|----------------------------|-----------------------|-----|----------------------------------|---------------------------------------|----------|-----------------------------|-----|-----------------------------|---------------------|-------------------------|------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|---------|----------------------------|--------|----------------------------|--------|----------------------------|--------------------|-----------------------------|----------------|-----------------------------|----|----------------------------|------|---|
| 〇千早赤阪村報酬及び費用弁償条列の改正について(第1回)について | ○平成14年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算ごれて | ○平成14年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3回)に | ○千早赤阪村国民健康保険条例の改正について | ついて | ○千早赤阪村老人医療費の助成に関する条例等の改正に「匠」はごして | 1回)こつ1℃<br>○平成14年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第 | 2回) について | ○平成14年度千早赤阪村老人保健特別会計補正予算 (第 | ついて | ○平成14年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第2回)に | ○富美山環境事業組合規約の改正について | ○千早赤阪村ちびつこ広場設置条例の改正について | ○土地開発基金条例の改正について | ○平成13年度千早赤阪村水道事業会計決算認定について | 出決算認定について | ○平成13年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳 | 算認定について | 〇平成13年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決 | 認定について | ○平成13年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算 | 認定について | 〇平成13年度千早赤阪村老人保健特別会計歳入歳出決算 | 療施設勘定)歳入歳出決算認定について | ○平成13年度千早赤阪村国民健康保険特別会計 (直営診 | 定)歳入歳出決算認定について | ○平成13年度千早赤阪村国民健康保険特別会計 (事業勘 | いて | ○平成13年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定につ | 案件   |   |
| 原案可決(全員)                         | 原案可決(多数)                      | 原案可決(多数)                   | 原案可決(多数)              |     | 原案可決(多数)                         | 原案可決(全員)                              |          | 原案可決(多数)                    |     | 原案可決(多数)                    | 原案可決(全員)            | 原案可決(全員)                | 原案可決(全員)         | 原案認定(全員)                   |           | 原案認定(全員)                   |         | 原案認定(全員)                   |        | 原案認定(多数)                   |        | 原案認定(多数)                   |                    | 原案認定(全員)                    |                | 原案認定(多数)                    |    | 原案認定(多数)                   | 議決結果 |   |

## 平成14年10月1日から医療費の負担が変わりました

生涯にわたって、みなさんが安心して医療サービスを受けられるようにするためには、急速に進む少子・高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民意識の変化など、医療を取巻く環境の変化にあわせて常に制度の見直しを図りながら、将来にわたって安定し継続できる制度を構築していくことが必要であるという観点から、今回制度改正されたものです。









## 1. 老人保健で医療を受ける方の 対象年齢が70歳から75歳に

老人保健で医療を受ける方の対象者の年齢が70歳以上から75歳以上(一定の障害のある方は65歳以上)に変わりました。5年間で段階的に引き上げていきます。ただし、平成14年9月30日までに70歳の誕生日を迎え、すでに老人保健に加入している方(昭和7年9月30日以前に生まれた方)は、75歳未満であっても引き続き老人保健で医療を受けます。

昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは引き続き現在加入している医療保険で医療を受け、75歳になったら老人保健で医療を受けます。

一定の障害とは

いわゆる(寝たきり)の状態など一定の障害があり、市区町村から認定を受けた方は、65歳から老人保健で医療が受けられます。

## 2. 老人保健制度の一部負担金が1割に また、自己負担限度額が変わりました

老人保健でお医者さんにかかったときに支払う費用(一部負担金)は、外来(在宅医療を含む)、入院ともかかった費用の一割になりました(一定以上所得者は2割を負担します)。また、医療費が高額になったときの自己負担限度額も変わりました。

従来かかっていた外来の月額上限制および診療所における定 額選択制が廃止されました。

| 自己負担限度額 |                | 自己負担限度額  |
|---------|----------------|--|
|         | 個人単位<br>(外来のみ) | (外来+入院)  |
| 一定以上所得者 | 40,200円        | 72,300円+1%<br>過去12か月間に4回以<br>上高額療養費の支給が<br>あった場合、4回目以降<br>は40,200円 |
| 一 般     | 12,000円        | 40,200円  |
| 低所得者    | 8,000円         | 24,600円  |
| 低所得者    | 8,000円         | 15,000円  |

## 入院時の食事代

入院したときの食事代は、一部負担金とは別に下記の金額を 負担します。

| 一般および- | 780円                   |      |
|--------|------------------------|------|
| 低所得者   | 90日までの入院               | 650円 |
|        | 90日を越える入院(過去12か月の入院日数) | 500円 |
| 低所得者   |                        | 300円 |

高額医療費の支給対象にはなりません。



## 1.病院の窓口で支払う一部負担金が 年齢によって変わりました

少子化対策の観点から3歳未満の乳幼児の一部負担金が3割から2割になりました。

また、70歳以上の高齢者の一部負担金も1割になりました。 (一定以上の所得者は2割)

> 3歳未満の乳幼児 3歳以上70歳未満

2割負担 3割負担

70歳以上

1割負担

## 2.高額療養費の自己負担 限度額が変わりました

低所得の方は据え置いて、一般や上位所得者については見直します。また、70歳以上の方には医療費が高額になったときの負担を軽くするため、あらたに自己負担額が設定されました。1か月の医療費が高額になった場合、申請をして認められると限度額を超えた分があとから支給されます。

| 70歳以上 | (老人保健          | 制度対象者を除く)                              | 臣     | 国保世帯全体           | <b></b>   |
|-------|----------------|--|-------|------------------|-----------|
|       | 個人単位<br>(外来のみ) | 世帯単位<br>(入院含む)                         |       | 3回目<br>まで        | 4回目<br>以降 |
| 一定以上  | 40,200円        | 72,300円+1% 過去12か月間に4回                  | 上位所得者 | 139,800円<br>+1%  | 77,700円   |
| 所得者   | 40,200[]       | 以上高額療養費の支<br>給があった場合、4<br>回目以降は40,200円 | — 般   | 72,300円<br>+1%   | 40,200円   |
| 一 般   | 12.000円        | 40.200 <b>円</b>                        | 上位所得者 | 139,800円<br>+1%  | 77,700円   |
| 一     | 12,000円        | 40,200 <b>1</b>                        | — 般   | 72,300円<br>+ 1 % | 40,200円   |
| 低所得者  | 8,000円         | 24,600円                                | 低所得者  | 35,400円          | 24,600円   |
| 低所得者  | 8,000円         | 15,000円                                | ル州行名  | 30,400FJ         | 24,000    |

一定以上所得者とは 現役世代の平均的収入以上の所得がある方を指します

低所得者 とは 世帯主および世帯全員が住民税非課税である方を指します

低所得者 とは 世帯主および世帯全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する方を指します

## 3.退職者医療制度の対象年齢が 70歳未満から75歳未満に

老人保健で医療を受ける方の対象年齢の引き上げにあわせて、退職者医療制度の対象年齢も70歳未満から75歳未満になります。5年間で段階的に引き上げられます。

70歳以上の退職者医療制度対象者の自己負担は、1割(一定以上所得者は2割)となりました。

## いきいきサロン「くすのき」新築工

のき」の建設が始まりまし 称)いきいきサロン「くす して計画されていた、(仮 平成14年度の村の事業と

建てになっています。 床面積が約540mの平屋 の横に建設されるもので、 サロンは、くすのきホール 内部には陶芸室、娯楽室 今回計画されたいきいき

府の補助金によります。 0万円で、その資金は大阪 設置されます。 多目的室、健康相談室等が 建設費用は約1億730

完成は来年3月の予定に

た。 連日にぎやかに利用されて なっています。 地区からは少し不便でし いますが、千早地区や赤阪 きサロン」がオープンし、 小吹台には既に「いきい

ければ便利かと思われま はくすのき号を利用して頂 は近くなり、千早地区から はくすのきホールの横に出 来ますから、赤阪地区から 今回のいきいきサロン

寄り下さい。 完成すればぜひ、 お立ち

## 富田

た 早赤阪村の4市町村による 林市・太子町・河南町・千 合併協議会が発足しまし 平成14年7月1日、

まざまな財政支援措置を受 の合併協議会で、合併後さ 法第3条に規定された法定 ればならない協議会です。 けるために必ず設置しなけ 協議会委員は各市町村7 この協議会は、 合併特例

成されています。 から選出され総数31名で構 2名の他、 会長が富田林市 名

広域で選出された委員

が、市町村議会選出の委員 の3件が提案されました ールで開催されました。 7月4日富田林市すばるホ 運営規定・事業計画・予算 と協議事項として協議会の 第1回の会議は平成14年 事務局から報告事項7件

くすのき」完成予想図

は至らず波瀾含みの幕開け いがあり、実質的な審議に 議すべき事項等考え方の違 の間で、協議会の役割、協 となりました。 第2回の協議会は7月11

(仮称) いきいきサロン

ルで開催されました。 日千早赤阪村くすのきホー

び交う荒れ模様の会議とな りました。 冒頭から罵声と怒号が飛

乱するものの議長が議事准 まりました。 業計画・予算が多数決で決 する委員等意見が交錯し混 審議に入るよう意見を具申 疑義ありとする委員、実質 行を強行し、運営規定・事 事務局と前回の報告事項に 議会予算の審議に入りたい 運営規定や事業計画

となりました。 の事務所の位置が主な議題 の期日・新市の名称・新市 いわれる合併の方式・合併 会議は、合併基本4項目と 第3回から第4回までの

第5回の協議会で「平成15 要がある。との慎重論がか 成15年4月1日を目途とす らわれず協議期間をとる必 たが、他の3項目の内、 なりあり、結局8月22日の る合併の期日は、期日にと (対等合併) で決定しまし 合併の方式は新市の設置 亚

> 併の期日は協議事項から外 年4月1日を目途とする合 す」と事実上期日について は白紙撤回になりました。 協議会は継続し、今後は

日選挙が予想されます。 辞意を表明したことから、 度開催することになりまし 来年4月には市会議員と同 た。しかし、富田林市長が 務事業等の協議を月1回程 合併協議会を継続するこ

新市のまちづくり計画や事 とへの疑問や南河内はひと つの原点にもどるべきとの 議会運営が続きそうです。 反映していくか、難しい協 意見もあります。 住民の意見をどのように 合併協議会・ 議会選出委員 森 貝 長 丸 本

夫 雪 徹

野 上 信 次 議 員

## くすのき号の委託を見直し便利に

問 小型化し集落内まで運

センターへ委託しては。 契約し、くすのき号は人材 約を見直す考えは。 行するため、現在の委託契 にも併用し、現状でと考え 問 通学・通園バスは別に 圏 平成12年から通園バス

は考えていな ており、現在 の節減になっ している事で、 約900万円 答 併用運行

## 介護保険は安心して サービスが受けられるものに

整し解消に努めたい るが本村ではどうか。 11%程度引き上げとしてい る。解消の計画は。 希望待機者は10人余りであ の中間報告では、施設入所 管 中間集計を議会にも報 問 厚労省は、保険料を 問 介護保険事業計画策定 協議したい。

告したが、介護給付量から

なければと懸念している。

今こそ思い切った変革をし

ている。広報は税務署とも けられる。広く広報を 得税の障害者特別控除が受 みて若干上がるのでは。 に図り、保険料の据え置き と減免条例は簡潔に。 警 税法上控除対象になっ 問 要介護者と扶養者は所 要望 待機者の解消を早期

を遵守し慎重に行う。 っているが村の対応は。 項目の事務が管理され、個 があり、本格稼動で264 次稼動は、ミスやトラブル いが、運用規定や守秘義務 人情報の漏洩等が問題にな 答 村での情報漏洩等はな 「住基ネット」の第

## 住基ネット」の 運用は慎重に

務を遂行する必要がある。 企業以上に責任を感じて職 が、村長はじめ職員は民間 昔から言われ倒産がない

> 質問した議員の責任で作成したものです。 9月議会では、10人の議員が一般質問を行いました。 一般質問の原稿(申し合わせにより500字以内)は

北 野 恒 治 議 員

## 財政危機」 下での予算編成は

員の給与や定数管理の見直

変革を成し遂げるには、職

経費の削減、特別会計の自

勧奨退職の推進、経営

立などゼロから数字を積み

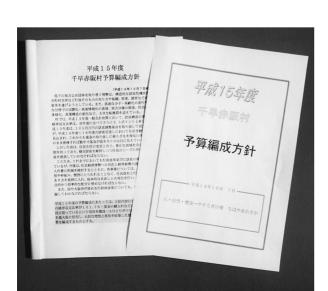
上げる予算編成が必要だ。 理事者のみならず議会と

抜けようとした思惑は当面 なければならない。 民間企 況下で予算編成に取り組ま 悩みでかつてない厳しい状 方交付税の減少、税の伸び はずれた。平成15年度は地 政状況の悪化を合併で切り 悲観的になりつつある。 が、合併の期日でつまずき 併推進派として活動された 財政的に立ち行かないと合 は実行の段階になってきた。 業努力で生き残りに必死だ。 業では血のにじむような企 合併の先行きは熱意もさめ 問 21世紀を迎え地方分権 行政は「親方日の丸」と 村長はこのままでは村は

の対応を痛感している。

しても厳しい認識をもって

準のあり方を視野に入れ、 年度予算編成にあたっては、 する結果となった。 平成15 調整基金を取り崩すなど、 不足を補填するために財政 危機感をもって対処する。 住民負担と行政サービス水 これまでにない非常に憂慮 圏 平成13年度決算は歳入



員

## 小吹台小学校の存続を求める

車をかけ、 ることは、 る地域だ。 小学校がなくな る。小吹台は人口の集中す 得るという点でも問題があ にとっても、地域の理解を 生活することは、子ども達 9年間を固定化した集団で 話がでている。義務教育の 中一貫の名で、1校にする 問 小学校審議会では、 村の存亡にもか 村の過疎化に拍

000万円かけて改修して かわる。小吹台小は2億1 していく。 けとめ、今後の方向付けを 制確保の観点から、審議会 ることはムダ使いだ。小吹 いる。新たな借金で新設す 台小学校の存続を求める。 に諮問した。答申を重くう **警 豊かな人間性を育む体** 

## 国民負担増の医

府道

月から3割負担になる。 担で限度額も引き上げられ 70歳以上は10月から1割負 た。サラリーマンも来年4

負担率の引き上げを国に求 め、独自の施策を実施すべ 医療費を増やす。 国庫

長会を通じ要望していく。 答 国庫負担の増額は町村

## 療改悪に反対を 医療改悪が強行され、

## 負担増は受診抑制を招

## ある村づくりを をかけ活力 人口減少に歯止め

保すべきだ。 うこと。村の資源で、特産 品を生産し、自主財源を確 度、空家住宅情報提供を行 若者定住策として、2世帯 政運営に影響がでてきた。 住宅建設への融資や助成制 問 人口減少で村財政・村

小吹台小学校の存続を

た産業の発展をめざしたい。 管 村固有の資源を生かし

## 富田林五条線の改良 を

す。 木事務所と進めてまいりま 路が狭いので、道路改良を。 予算を獲得されました。早 いたところ、平成14年度の 分署まで、 急カー ブまた道 期完成に向けて、富田林土 事業、視距改良工事として、 圏 大阪府へ強く要望して 農産物直売所から消防



## 市 町 村 合 併 は

催予定であったが中止とな り、次は千早赤阪村での開 その後会場を変え第5回ま 会が富田林市で開催され で協議会が開催されてお よる合併協議会設置につい 1段階として、4市町村に 河内広域行政研究会から第 て6月定例会で可決された。 問 8市町村で構成する南 7月5日に第1回の協議

> った。 業は。 今後の予定は。事務的作

なるまちづくり計画案の策 平成15年4月の合併期日に ずすことになった。 をとる必要があるとの意見 などから、協議事項からは ついては、十分な協議期間 答 8月22日の協議会で、 今後は新市の建設計画と

続し、協議をしていく。

開催していく。 はなく、今後も協議会を存 は、取り下げとなったが、 し、新たなスケジュールの いと申されていますが。 策定等をおこない協議会を 合併については反対の意見 問 合併は避けてとおれな また事務事業の調整を 合併の期日について

グと称し、不祥事の原因で び透明性の確保に向け、 事の入札、契約の適正化及 地方公共団体では、公共工 問題を提起している。国・ 法、発注のあり方が多くの 多くの不祥事が報道される 市町村の公共事業をめぐる 格を聞き出す事をボーリン 本的な見直しを行っている。 に従い、公共事業の発注方 問 黄は、 最近、 設計金額や予定価 国 都道府県

がわかれば確実に落札出来 れている。従って最低価格 今は、設計価格が公表さ

めた。最低価格公表入札の は最低価格を設けない事が ると共に、公金を有効に使 どちらかを村で採用しては うためにも、入札に際して 一つ、近隣市町で行われ始 私は一層の透明性を上げ

め、平成13年4月より予定 適正化や透明性の確保のた 圏 公共工事の入札契約の

う。 明性を上げる事から始めよ 情報公開は、まず入札の透 を設けないか、最低価格を 公表した入札をしてほしい。 次回の入札から最低価格



進出が実現できなかったの 化されているのになぜ企業

明性は保てない。 だけでは、入札に対する透 ております。今後も適正に 価格の事前公表などを行っ 対処してまいりたい。 要望 予定価格の事前公表

フジキンの企業進出中止について

貝

툱

徹

議

員

0億円の高度化資金が予算 なかったのか。府では10 が少ないがもっと関与でき 業進出が中止になった。 と公言されたフジキンの企 のか確実性はあったのか。 問 村始まって以来の快挙 村とフジキンの話し合い この話は誰がもたらした

責任はどうするのか。 し開きをし、道義的政治的 進出が中止になったが跡 村民に対してどの様に申

地の今後の計画は。 れなかった。 して一定のルールを超えら から確実性を疑わなかった。 も進出の意向を示したこと たと伺っている。 フジキン 答 府から村に打診があっ 民間の金銭貸借に行政と

も理由の一つである。 資金の借入の諸問題もさる ことながら企業活動の低米 関係者には今日までの経 一旦断念の理由は高度化

過を説明し誠心誠意対応す

一旦消滅したので計画は

ると言っているがどういう ない。企業立地に努力する。 問 助役は政治生命をかけ

ことか。

旨を申しあげた。 というのは当然政治的な地 き立場でありますのでその 方自治権に我々は努力すべ 簪 村長の公約です。 公約



新産業拠点ゾーンの今後は?

## 市 町 村 合併 のこれ から

て大変重大なことです。こ た。これは村の財政にとっ 0%を越えたと発表され 決算で経常収支比率が10 成であった。 平成13年度の とんどが合併そのものは替 協議会の中でも参加者のほ 必要があると思っている。 よりスリムな行政をつくる 等を考えた時、どうしても 地方分権や財政環境の悪化 ますます進展するであろう 心配しています。 私は今後 気運が弱まりはしないかと の合併期日が白紙撤回され 局提案の平成15年4月1日 期日」についてどうしても 3項目の1つである「合併 5回協議会まで、合併基本 協議会から、8月22日の第 しかし、7月5日の第1回 併協議会が発足しました。 事で関係市町村で合併への ました。 期日が撤回された 合意ができず、結局、事務 赤阪村の1市2町1村の合 市・河南町・太子町・千早 問 7月5日から、富田林 問うべきではないのか。 ど実施して、住民の意思を 住民に説明して住民投票な すべきではないのか。 もっと合併に積極的に対応

合併協議会が発足 具体的な協議が始まる

市町村合併に積極的な対応を

のなかで、具体的に検討を いては、近々に協議を開く している。今後のことにつ られたが法定協議会は存続 していきたい。 ように聞いている。協議会

また、今こそこの事実を

のような状況の中で村長は

答 期日について取り下げ

## への取り組みは 市町村合併

今後の財政維持のために

清

井

浩

議

員

ることとなった。 月としていた)を白紙にす の期日(当初は平成15年4 早赤阪村による合併協議会 は、第5回目の会議で合併 林市、太子町、河南町とチ 問 7月から始まった富田

り計画」等を策定しながら 町村による合併はいったん 解散してはどうか。 ている。よって、この4市 月で行うべきであると考え 期日については平成17年3 野市等も参加してもらい 市町村だけではなく河内長 続けて行くので、村は今後 **圏 本協議会は「まちづく** 私は合併については、 4

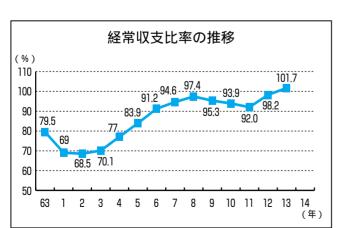
常的な支出(人件費や借入 収支比率が100%を超え 平成13年度の決算は、経常 減る傾向にあるが、 況になった。 金の返済等)を賄えない状 た。つまり経常的な収入 このままでも、 (村税や地方交付税等)で経 今後についても、収入は

まれる。 財政の維持をして 増加が見込 、支出は

> 行くために、村は今後どの ような対策をして行くの

問 9月議会に提出された

住民サービスに関する事業 費のカット等内部で出来る ながら見直しも視野に入 も精査し、 対応策を実行し、その上で 圏 この対策として、人件 財政の維持を図って行 住民の理解を得



もこの協議に臨んで行く。

経常収支比率:財政の弾力性を示す指標 通常は70~80%が望ましいとされています。本村の場合、 平成5年以降財政の硬直化が進んでいます。

# 村立小・中学校児童生徒数の推移に伴う状況変化は

見込数で平成20年度には、 状況から児童数は減少し、 小74名、多聞小33名、 少子化が進行する中で、本 台小91名であり今後、 える影響を問う。 ように推移し、学習にあた 村の小・中学校規模はどの 問 村内小学校の児童数と 答 赤阪小128名、千早 出生 小吹

り、全小学校で学級数の減 お互いに高め合う場面が必 境として集団の場が不可欠 なることを考えると教育環 教育は、児童生徒にとって について懸念される。義務 となる。また学習において な場であり、社会の一員と 人間形成の基盤を培う大切 同年代の様々な感性を

ಶ್ಶ るためにも苦しい状況であ ıΣ 同様のことが考えられると える。中学校においても、 学校の規模は児童にとって め、これからの本村の各小 を維持するのが精一杯であ ともに、現在でも教科担任 十分な教育環境でないと考 充実して指導体制をと

中学校では152名とな 要となり、現在の状況も含

ジュニアリーダースクール

(写真は記事の内容とは関係ありません)

## 指定は 赤阪小学校の 文部科学省

年期からの感性を重視する 点から研究していく。 ることであり、2点とも幼 用した情報教育を教科とす また、コンピューターを活 の指定である。今回の研究 り、こごせ幼稚園も併せて は小学校における英語活動 問具体的な研究内容は 本年度から3年間であ

## バス停の新設を

徳

丸

幸

夫

議

員

中間地点に金剛バス停の設 水分から東水分までの

などを考え、要望していき 新設は、条件的にむつかし 管中間地点でのバス停の しかし、 住民の利便性

## 援助を の通学費の 実施と高校生 中学校の給食

生の通学援助を。 我意識や嗜好の違い、体力 校の給食実施の検討と高校 をめざすのであれば、中学 も多く導入は考えていない。 育てて安心」の村づくり 高校生の通学費援助はひ 村の財政事情など課題 村長選挙でかかげた

の補助制度は考えていない。 っ迫した財政状況のもとで

東水分 奥代 )地区にバス停の新設を

## 合併の今後は?

るか。 の村づくりはどう考えてい るを得なかった理由と今後 になった。「白紙」にせざ 問 来年4月合併は「白紙

ないかと思う。 充分な協議期間が必要では ろいろな意見が出る中で、 (答) 合併期日についてはい 合併はさけて通れない問

う。 題であり合併協議会の中で いくというのが立場だと思 充分審議をして結論を得て

## 充実を 地区表示板の

る。府道沿いの看板につい 場所も適切と判断してい いるが、不充分だ。増設を。 ぞれ2ヶ所程度設置されて の担当にも改善をお願いし 枚程度設置している。 設置 ては、不便があれば府など 問 各地区の表示板がそれ 答 各地区に平成7年に2

# エコ・ミュージアムセンター=自立的観光の拠点

かな自然を残しています。 の亜高山性の植生を含む豊 ながらミズナラ、ブナなど り、冷涼で都市近郊にあり 園地」に、平成13年4月14 する「大阪府民の森ちはや 0mを越える標高にあ 金剛山の山頂付近に位置 「ちはや園地」は、10 オープンしました。

ています。ここを自然観察 国定公園の利用拠点となっ 万人) があり金剛生駒紀泉 ら、多くの来園者 (年間24 自然を満喫できることか めてきました。四季折々の 山ロープウェイの整備を進 宿泊施設「香楠荘」、金剛 遊歩道、金剛山キャンプ場 府や村は長年にわたって、

00人)を実施しています。 どのイベント (年間参加者 週末や祝祭日には、 や星と自然のミュー ジア 的に活用するために「ちは や環境学習の場として多面 イド (年間参加者1万50 1500人) や自然観察ガ ム」 (年間入館者数約5万 人) が生まれました。 現在、 星空観察会、工作な 自然観

医療費が少なくなって

いることが明らかにな

っています。軽減を実

施設の一つとして、観光だ 興ビジョン)に盛り込まれ 立てます。また、村の自然 環境学習や総合学習にも役 今後は、学校の利用を図り、 にも役立ちたいと考えてい けでなく農林業の産業振興 た村民参加の観光を目指す 絵本のような村」(観光振 や歴史を生かした「1冊の

## に対を視察 日本典産党

患者負担を軽減したら 保険の患者負担を助成 している町村が多く、 長野県は、 国民健康

修してきました。 は、戸隠村の内容を研 施している市町村は17 と全国1です。 私たち

助成し、年間予算は200 場合、老人医療費 (1割負 30人前後で償還払いですが 万円です。 年間の利用者は 担) と同じ負担になるよう 0 1100世帯、240 一帯数約1600世 人が加入していま 人口約5200人、 国保加入世帯は約 国保世帯主が入院した

「一家の大黒柱は村にとっ 世帯も大変だし、医療費も 帯主が入院してしまえば、 ても大事な働き手。 その世 度です。 感じました。 千早赤阪村でも、住民検

帯主の入院費を軽減する制 高額になる」ことから、世

制度を検討してはどうかと にも努力していました。 家住宅活用など、定住促進 診の充実とあわせて、助成 その他、奨学金制度や空

り、棚田で知られる本村の 寄り添うように咲き誇って あぜ道は赤いじゅうたんの ようで黄色くなった稲穂に 彼岸花で真っ赤に染ま

います。 眺めながら「こごせの里」 シュとそよ風に揺れる花を の秋が通り過ぎようとして 彼岸花がカメラのフラッ

する多年草で「曼珠紗華」 とも呼ばれています。 彼岸花は人里近くに群牛

10

花は毒花か、いや食花か、 と。そうすると、この赤い それとも薬花か私には分か ついて花を守ったとのこ のを防ぐために、うそ、を いるので子どもが乱獲する と…。 知人は昔から食べて 毒花で取ってはいけない 彼岸花は田舎によっては

様のご意見を待っていま 面にと編集委員一同奮戦!! ざらに内容充実のために皆 議会だよりも見やすい紙

Η. Т

第62号 平成14年11月1日発行

発行・千早赤阪村議会⇒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村水分180 ☎0721